

令和6年5月20日発行 通巻274号（発行/一般社団法人 西新井法人会）

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2024
5
vol.274



法人会一泊研修旅行 申込開始

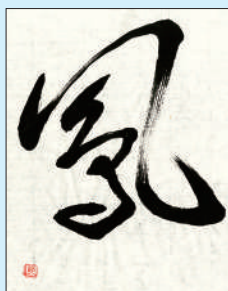
西新井法人会のホームページが新しくなりました



表紙 ● 渡良瀬遊水地

撮影 ● 会員様よりご提供

巻頭コラム



小川 節子 書

目次

巻頭コラム「風」 「新型コロナウイルスの影響が続く観光業界と 皆様に感謝」 青年部会長 青木 崇憲…………… 2
納税六団体 新年賀詞交歓会…………… 3
令和5年度報告
令和5年度 事業概況報告書 令和5年度 事業実施報告…………… 4
令和5年度 貸借対照表 令和5年度 正味財産増減計算書…………… 5
令和5年度 財務諸表に対する注記 第48回通常総会のお知らせ…………… 6
東京法人会連合会 新年賀詞交歓会…………… 7
第46回一泊研修会・親睦会のお知らせ…………… 8～9
令和6年度 税制改正大綱…………… 10～11
厚生委員会 法人会福利厚生制度利用案内…………… 12
部会・ブロック・支部
社会貢献委員会・青年部会・女性部会 「舍人公園 千本桜まつり」…………… 13
8ブロック26支部合同 税務研修会…………… 14
第3ブロック「セミナー開催」 第5ブロック「会員税務研修会・会員増強 報告会」…………… 15
舍人支部「親睦ゴルフ大会」 谷在家・皿沼支部「新年会」…………… 16
源泉部会・青年部会・女性部会 「三部会合同新年研修会」 源泉部会「研修会」…………… 17
女性部会 税に関する「絵はがきコンクール」入賞作品 …………… 18～19
青年部会 「海外研修会」…………… 20
西新井税務署からのお知らせ…………… 21
足立郡税務所からのお知らせ…………… 22
警察だより 消防署だより…………… 23
東京税理士会…………… 24
催しものインフォメーション…………… 25
決算法人説明会・新設法人説明会 表紙のことば／編集後記 税務無料相談室…………… 26



◀ 西新井法人会の
ホームページは
こちらの
QRコードから
アクセス



新型コロナウイルスの 影響が続く観光業界と 皆様に感謝

青年部会長
青木 崇憲

新型コロナウイルスは世界中の企業経営に影響を及ぼしました。2020年に実施された行動制限や営業自粛要請で「売上がゼロになる」というまさかの事態に至った事業者は少なくありません。弊社は観光業を営んでおり、その1つの業界にあたりました。コロナ禍は、経営へのインパクトにおいて間違いなく戦後日本経済トップクラスの出来事です。

アフターコロナの今、経済動向を表わす様々な指標がコロナ前の水準に戻ってきましたが、コロナ前にはなかった、コロナ禍でつくられた新しい仕組みや考え方で観光業界は大きく変化しました。その中の1つで消費者の衛生観念「3つの密を避けましょう」「ソーシャルディスタンス」という呼びかけは、人々の脳裏に強烈に刷り込まれました。利用客同士の距離が確保できるようなスペースの使い方が好まれるようになったことで、“薄利多売”のマーケット規模がコロナ前に比べて小さくなったことから、大人数で利用する食事場所や宿泊施設の宴会場は個人客向けに改装され、露天風呂付の客室や、離れ、コテージ、部屋食といったサービスを用意して客単価を引き上げるといった取り組みが多くなっておりあります。

また、需要が激減していた期間は、お店を閉めたり人員を削減したりして長い間耐えていた為、人流が戻っても観光関連業界に戻ってくる人が少ない状況です。この急激な需要増に対応できる人手がなく、ホテルでは宴会は対応出来ない、空き部屋があっても予約

を断るという事態が起きています。団体を取り扱えない食事場所やホテルが多くなったことから、選択肢が狭くなってしまっております。観光業界は円安も助け、インバウンドも盛んになり、コロナ前同様に戻っております。しかし需要と供給のバランスが異なっている現在、コロナ前と同じ時期に企画計画を行うと、施設に空きが無い、要望に応えられないという事が多々ある状況です。この状況は今後しばらく続くと思われますので、個人旅行も含め、なるべくお早目にご計画していただくことをお勧め致します。

お蔭様でコロナ禍を経験した結果、何事でもポジティブに考え行動出来るようになりました。それも西新井法人会の皆様が、「厳しいけど頑張りなよ!」「大変だけどみんな応援してるから!」など、お会いする度にあたたかいお言葉をかけて下さったからです。大変励みになり大きな支えになりました。感謝申し上げます。誠にありがとうございました。そんな素敵な会員の方々に溢れている西新井法人会で、私は青年部会長の仰せつかっております。微力ですが、残された任期を全力で尽くしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、地元で異業種の経営者と気軽に情報交換が出来る唯一の場、同じような境遇を持つ、若き経営者の経営感覚を磨き、自らの視野を拡げられる、そんな西新井法人会青年部会へ是非、入会ご検討を心よりお願い申し上げます。

納税六団体 令和6年度 新年賀詞交歓会

日時: 令和6年1月29日(月)
会場: 西新井法人会館

主 催

東京税理士会 西新井支部
西新井納税貯蓄組合連合会

一般社団法人 西新井青色申告会
一般社団法人 西新井法人会

NPO 法人 西新井間税会
東京小売酒販組合 西新井支部



皆様笑顔で懇親を深められました



ご挨拶をする安江会長



ご挨拶する今村署長

西新井納税六団体による新年賀詞交歓会が、新型コロナウイルス感染症によって4年ぶりに立食形式にて盛会に開催されました。まず開会の言葉を西新井法人会安江会長より頂き、その冒頭では能登半島地震における被災された皆様にお見舞いの言葉とお悔やみのことばから始まり、六団体の皆様に制限なくお迎えして賀詞交歓会ができることへの感謝と喜びを申し上げたいとのご挨拶でした。続いて税理士会石田支部長や、ご来賓の西新井税務署今村署長、足立都税事務所小笠原所長、足立区長代理長谷川副区長のご挨拶のあと、18人のご来賓の方々のご紹介があり、和やかな式典を行いました。

式典の後は、間税会小林会長の乾杯で懇親会が始まりました。約150名の方にご出席頂き、久しぶりの新年顔合わせに喜びも交え、各テーブルでは笑顔の懇親模様が見受けられました。また懇親会の際、能登半島地震の募金箱を掲げた税理士会職員が自分の飲食を抜きに動き回って協力を求める一幕もありました。

西新井税務署小宮山副署長、八坂第一統括官の、テーブルを越えた親しみある笑顔の挨拶に、誰もが気兼ねなくお話しされていました。また、西新井六団体の雰囲気の良いさを改めて感じると共に、税務署職員の皆様も笑顔で参加の皆様とお話をされていることに、この交歓会の意義が十分に発揮されておりました。

最後に東京小売酒販組合清水支部長の中締めのご挨拶で開きとなりました。

(組織担当副会長 松岡 隆司)



令和5年度 事業概況報告書

2023年は、3年間続いた新型コロナウイルスに少し変化がありました。5月に感染法上の5類に移行されましたが、依然として終息への目途はたっておりません。世界ではロシアのウクライナ侵攻が、早くも今年2月に3年目を迎えて増々激しくなり、主要国の緊張感を高めております。夏は夏で酷暑が続き野菜を中心とした高騰が続き、併せて気候変動、地球温暖化による自然の変化による影響をともに受け、生活の変化を余儀なくされました。10月にはイスラエルの軍事作戦により、パレスチナ・ガザ地区の戦闘が始まり、3万人近い命が失われ世界平和が更に遠く感じる想定外の一年となりました。

国内に於いて、2024年は元日に能登半島地震が発生し、翌2日には羽田空港での接触事故が発生してまさに予想外のスタートとなってしまいました。また新型コロナウイルスと並行してインフルエンザが流行し、厳しい冬となりました。

日本経済に焦点を絞ると、微増はあるものの一部企業を除いて物価上昇分を補えず、実質倍額には至っておりません。株価も上昇傾向にありますが、円安が続く貿易赤字による日本経済への警告と受け止めざるを得ない状況が続いております。

また、今年の日本経済は表向きにはインフレと思われませんが、デフレの陰も伺え予想のつかない一年となりそうです。その様な中、2月下旬には東京証券取引所では日経平均株価が史上最高値を34年ぶりに更新いたしました。バブル崩壊後長く低迷していた日本株ですが、企業の変革や日本経済のデフレ脱却への期待から歴史的な水準に達したと言えましょう。景気低迷での株高、主役は海外マネーであります。「失われた30年」を脱して行く一年となるか、今年は日本経済の正念場の年と言えるかと思います。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和5年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、会員増強期間を12月末までと定めて集中的に行い、令和6年3月末現在、稼働法人数7,108社、会員数5,264社、加入率74.1%という会員数5,000社以上の大規模法人会の中にあって、24年連続加入率第1位を維持することができました。研修事業では10月16日に、西新井税務署より今村宏嗣署長を講師にお招きして「『デジタル課税』、『最低税率』って何?～経済のデジタル化に伴い大きく変革する国際課税ルールを知ろう～」と題した講演会を開催し、200名以上のご参加を戴き盛況裡に催すことができました。社会貢献事業では、10月に「第11回恋活パーティー」を企画実施し、多くの方々に出会いの場を提供できました。また社会貢献委員会、青年部会、女性部会が初の共催で「舎人公園千本桜まつり」に参加し、悪天候の中ではありましたが、税金クイズを大勢の方々に実施し、税に関する広報活動も行いました。研修・厚生事業では、7月2日に4年振りとなる第45回法人会研修会を実施し、福島県母畑温泉に131名の会員が集いました。

第47回通常総会の決議に基づく諸事業を計画通り遂行できたことは、偏に税務当局の適切なるご指導と、会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

当法人会といたしましては、今後更に時代環境の要請に適合した法人会のあり方と理念を模索して参りたいと存じます。

令和5年度 事業実施報告

会報発行状況について					行事回数及び参加人員数			
第270号	28ページ	令和5年	5月20日	5,500冊	理事会	4回	延	186名
第271号	28ページ	令和5年	9月5日	5,500冊	委員会	80回	延	1,044名
第272号	20ページ	令和5年	11月6日	5,500冊	源泉部会	17回	延	297名
第273号	24ページ	令和6年	1月10日	5,500冊(カラー)	青年部会	20回	延	277名
合計				22,000冊	女性部会	23回	延	260名
税務無料相談室の利用状況					新設・決算法人説明会、インボイス説明	48回	延	333名
西新井税務経理指導所との契約相談件数				31件	全法連	8回	延	32名
会員異動に関する事項					東法連	22回	延	35名
令和5年4月1日				5,325社	六団体長会、税務連絡協議会	16回	延	118名
入会				147社	その他会議、研修会等	19回	延	4,667名
退会				208社	ブロック会	46回	延	685名
純増				△61社	支部会	163回	延	1,798名
令和6年3月31日現在				5,264社	合計	466回	延	9,732名

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	30,877,860	37,340,550	△ 6,462,690	預り金	1,300,603	908,155	392,448
前払金	12,160	12,160	0	未払法人税等	189,600	437,400	△ 247,800
仮払金	0	46,933	△ 46,933	流動負債合計	1,490,203	1,345,555	144,648
流動資産合計	30,890,020	37,399,643	△ 6,509,623	2. 固定負債			
2. 固定資産				長期借入金	24,306,614	30,118,926	△ 5,812,312
(1) 基本財産				仮受金	70,000	70,000	0
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	固定負債合計	24,376,614	30,188,926	△ 5,812,312
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	負債合計	25,866,817	31,534,481	△ 5,667,664
(2) 特定資産				III 正味財産の部			
什器備品購入積立預金	9,000,000	6,000,000	3,000,000	1. 基金			
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0	基金	0	0	0
特定資産合計	26,526,351	23,526,351	3,000,000	2. 指定正味財産			
(3) その他固定資産				指定正味財産合計	0	0	0
建物	40,419,301	44,330,925	△ 3,911,624	3. 一般正味財産			
建物付属設備	2,578,267	3,144,120	△ 565,853	(1) 代替基金	0	0	0
構築物	1	1	0	(2) その他一般正味財産	325,037,560	327,376,656	△ 2,339,096
什器備品	78,647	98,307	△ 19,660	一般正味財産合計	325,037,560	327,376,656	△ 2,339,096
土地	245,141,299	245,141,299	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
電話加入権	240,491	240,491	0	(うち特定資産への充当額)	26,526,351	23,526,351	3,000,000
出資金	30,000	30,000	0	正味財産合計	325,037,560	327,376,656	△ 2,339,096
その他固定資産合計	288,488,006	292,985,143	△ 4,497,137	負債及び正味財産合計	350,904,377	358,911,137	△ 8,006,760
固定資産合計	320,014,357	321,511,494	△ 1,497,137				
資産合計	350,904,377	358,911,137	△ 8,006,760				

令和5年度 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				貸借料	1,588,920	1,588,686	234
1. 経常増減の部				保険料	886,693	848,588	38,105
(1) 経常収益				諸謝金	460,000	460,000	0
基本財産運用益	100	100	0	租税公課	2,112,121	2,001,339	110,782
基本財産受取利息	100	100	0	租税公課2	0	707,100	△707,100
受取会費	49,280,014	50,403,900	△1,123,886	諸会費	368,500	351,500	17,000
一般受取会費	47,691,014	48,783,900	△1,092,886	支払寄付金	50,000	0	50,000
部会受取会費	1,589,000	1,620,000	△31,000	支払利息	245,608	375,335	△129,727
事業収益	20,983,233	11,650,680	9,332,553	委託費	1,986,354	1,455,323	531,031
研修事業収益	11,565,736	1,421,500	10,144,236	広告宣伝費	207,328	305,260	△97,932
広告事業収益	1,666,000	2,104,000	△438,000	渉外費	1,013,250	712,410	300,840
東京都中小企業共済手数料収益	688,160	802,135	△113,975	慶弔費	530,750	560,718	△29,968
厚生事業委託収益	1,123,591	1,057,654	65,937	表彰費	643,043	563,175	79,868
会館賃貸収益	2,994,000	3,453,000	△459,000	リース料	1,641,530	1,005,552	635,978
複写機事業取扱手数料収益	796,799	880,451	△83,652	新聞図書費	106,300	92,400	13,900
特別団体保険収益	373,307	331,900	41,407	支払手数料	1,005,143	962,469	42,674
通信回線代行収益	128,040	128,040	0	顧問料	990,000	1,056,000	△66,000
ETC 取扱手数料	1,647,600	1,472,000	175,600	雑費	55,968	172,447	△116,479
受取補助金等	18,425,318	18,710,641	△285,323	経常費用計	96,302,267	77,805,684	18,496,583
受取全法連助成金	17,330,200	17,515,200	△185,000	評価損益等調整前当期経常増減額	△2,149,496	7,522,558	△9,672,054
受取東法連助成金	1,095,118	1,195,441	△100,323	評価損益等計	0	0	0
受取負担金	3,059,800	1,590,985	1,468,815	当期経常増減額	△2,149,496	7,522,558	△9,672,054
受取負担金	3,059,800	1,590,985	1,468,815	2. 経常外増減の部			
業務委託収益	450,000	450,000	0	(1) 経常外収益			
業務委託収益	450,000	450,000	0	経常外収益計	0	0	0
雑収益	1,954,306	2,521,936	△567,630	(2) 経常外費用			
受取利息	1,392	2,465	△1,073	経常外費用計	0	0	0
雑収益	1,726,312	2,303,270	△576,958	当期経常外増減額	0	0	0
損保協力謝金	226,602	216,201	10,401	税引前当期一般正味財産増減額	△2,149,496	7,522,558	△9,672,054
経常収益計	94,152,771	85,328,242	8,824,529	法人税、住民税及び事業税	189,600	437,400	△247,800
(2) 経常費用				当期一般正味財産増減額	△2,339,096	7,085,158	△9,424,254
事業費	96,302,267	77,805,684	18,496,583	一般正味財産期首残高	327,376,656	320,291,498	7,085,158
給料手当	27,491,948	28,497,194	△1,005,246	一般正味財産期末残高	325,037,560	327,376,656	△2,339,096
退職給付費用	0	1,200,000	△1,200,000	II 指定正味財産増減の部			
福利厚生費	6,879,618	7,357,327	△477,709	受取補助金等	17,330,200	17,515,200	△185,000
会議費	21,599,712	9,479,802	12,119,910	受取全法連助成金	17,330,200	17,515,200	△185,000
研修費	304,000	280,620	23,380	一般正味財産への振替額	△17,330,200	△17,515,200	185,000
旅費交通費	8,038,364	992,034	7,046,330	一般正味財産への振替額	△17,330,200	△17,515,200	185,000
旅費交通費共通	824,672	969,217	△144,545	当期指定正味財産増減額	0	0	0
通信運搬費	496,168	413,070	83,098	指定正味財産期首残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,573,656	1,594,898	△21,242	指定正味財産期末残高	0	0	0
減価償却費	4,497,137	4,502,053	△4,916	III 基金増減の部			
消耗品費	2,153,786	2,086,119	67,667	当期基金増減額	0	0	0
修繕費	3,834,019	2,822,184	1,011,835	基金期首残高	0	0	0
印刷製本費	3,005,583	2,759,733	245,850	基金期末残高	0	0	0
水道光熱費	1,712,096	1,633,131	78,965	IV 正味財産期末残高	325,037,560	327,376,656	△2,339,096

令和5年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	6,000,000	3,000,000	0	9,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	23,526,351	3,000,000	0	26,526,351
合 計	28,526,351	3,000,000	0	31,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	(9,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	26,526,351	0	(26,526,351)	0
合 計	31,526,351	0	(31,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	77,995,753	40,419,301
建物付属設備	10,119,749	7,541,482	2,578,267
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	3,990,035	78,647
合 計	132,803,485	89,727,269	43,076,216

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第48回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第48回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。（4月30日郵便にて発送済）

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日程 令和6年5月27日(月)

場所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内容 第1部 会員増強表彰式 午後3時30分～4時00分

第2部 第48回通常総会 午後4時00分～5時30分

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月30日発送のはがきをご確認願います。

東京法人会連合会 令和6年 新年賀詞交歓会

日時: 令和6年1月23日(火)
会場: 帝国ホテル



東法連、全法連主催の令和6年新年賀詞交歓会が千代田区にある帝国ホテルにて盛大に開催されました。

当西新井法人会からは小川副会長、松岡副会長、土屋事務局長、高梨次長の4名で出席いたしました。

第1部では新春記念講演で千葉大学医学部附属病院特任教授で産業医である吉村健佑氏の「法人会からできる『健康経営』の推進 一生産性の向上と上手な医療の使い方」について講演があり、要約しますと経済産業省の推進する従業員の健康増進、活力向上は、法人会企業にとって生産性向上と収益力強化につながり、国の税収増加に貢献することと医療費の適正化に貢献する結果になる。また従業員

健康経営には顕彰制度もあり、健康経営優良法人を目指して、まず7項目「①健康受診をする②ストレスチェックをする③健康経営への教育④長時間労働への対応⑤健康不調者の対応⑥感染症予防⑦喫煙率低下をめざすこと」を法人会企業で取り組んで欲しいとの内容でした。

第2部は受章式典が行われ、令和5年度の春、秋の全国の功労叙勲者21名のご紹介と、財務大臣納税表彰など46人のご紹介がありました。

法人会の理念が冊子の最初に書いてありましたが「法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」

この事に貢献されてきた、全国のリーダーの方々の晴れの受章となられたことに心から祝福の拍手をいたしました。国税庁長官の受章祝辞のあと、第3部として新年賀詞交歓会が午後1時より開始され、国会議員、都知事などのご祝辞を賜りながら写真撮影が行われていました。

多岐にわたる方々との談笑など初めて参加させていただきましたが、法人会の規模の大きさを改めて感じましたことは、今後の活動において大きな学びとなりました。

(組織担当副会長 松岡 隆司)



ワールド観光バス(株)

小型バスから～大型バスまで

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

第46回

一泊研修会・親睦会

～長野県・白樺リゾートの旅～

開催日：令和6年6月16日(日)～17日(月)

場所：長野県/白樺リゾート

宿泊：池の平ホテル

長野県茅野市白樺湖 電話：0266-68-2100



申込み

会費：お1人様 32,000円(現金のみ/小切手不可)

参加人数：300名(大型バス10台)予定 ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

申込先：各支部厚生委員または事務局(申込みには下記の所定用紙をご使用下さい)

締切日 **6月5日(水)**

取消：6月12日(水)午後5時までに法人会事務局へご連絡があった場合は、会費をお返し致しますが、以後のキャンセルについてはご返金できませんのでご了承下さい。

キリトリ

第46回 一般社団法人西新井法人会一泊研修会申込書

法人名		氏名		男
住所		氏名		女
☎： ()				男
携帯： ()				女
一般社団法人 西新井法人会厚生委員会 殿			令和6年	月 日

コース予定

6月16日(日)

足立区内各地 — 中央自動車道 —
7:30 集合 8:00 出発

— 談合坂SA(合流・出発式) — 双葉SA(休憩) — 諏訪IC —
9:20 ~ 9:50 10:30 ~ 10:50

— おぎのや諏訪店(昼食) — SUWAガラスの里(観光) — 諏訪大社上社本宮(観光) —
11:30 ~ 12:30 12:50 ~ 13:25 13:40 ~ 14:15

— 丸井発酵パーク(買物)／信州味噌蔵・貧乏神神社(観光) — 池の平ホテル
14:25 ~ 15:05 15:40

懇親会18:00 ~ 20:00 (予定)

6月17日(月)

池の平ホテル — 諏訪IC — 諏訪湖SA(休憩) — 松本IC — 国宝松本城・縄手通り等(観光) —
8:30 出発 9:15 ~ 9:30 10:00 ~ 11:40

— 松本IC — 諏訪湖SA(休憩) — 一宮御坂IC — 山梨 FUJI フルーツパーク(昼食・解散式) —
12:10 ~ 13:00 13:30 ~ 14:40

— 一宮御坂IC — 石川PA(休憩) — 高井戸IC —
15:45 ~ 16:05

— 足立区内各地(解散)
17:00 頃着予定

※コース及び時間は、都合により変更する場合がございますので、ご了承ください

1日目観光【SUWA ガラスの里・諏訪大社・信州味噌蔵】はA班B班にて行います。

連絡・問合せ先

法人会事務局

TEL: 3852-2511

FAX: 3852-4795

(株) ウインド

TEL: 5949-6799

FAX: 3987-7715



◆ 緊急連絡先 ◆

おぎのや諏訪店	0266-53-1111
SUWAガラスの里	0266-57-2000
丸井発酵パーク	0120-72-2057
山梨 FUJI フルーツパーク	055-262-7211

令和6年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の 金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

① 原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

② 従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③ 中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月までに、認定事業適当事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

- ① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしななければならないとの要件が不要とされます。
- ② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - (イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
 - (ロ) 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- ③ 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- ④ 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- ① 40歳未満であって配偶者を有する者
- ② 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- ② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- ③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を!

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」



厚生委員会
委員長 渡邊 浩

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険㈱及びAIG損害保険㈱の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際はご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 渡邊 浩)

大同生命



立松 冬蘭



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



関根 ゆうき



鈴木 理江



大谷 彩佳



川上 静香



齋藤 優実

A I G



福嶋 千浩



平岡 達也



関口 由香



市丸 敏也

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久



得洗隊

BODY COATING とくせんたい

とくせんたい足立店 ((株)東京ユーボス内)
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13
営業時間 9:30~20:00

☎0120-117-899



車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ!

低価格

迅速

丁寧



令和6年3月23日(土)・24日(日)開催の『舎人公園 千本桜まつり』に、西新井法人会社会貢献委員会、青年部会、女性部会の初共催で参加させて頂きました。

昨年の2023年は桜満開での開催でしたが、今年は桜の開花が遅れ、まだまだ蕾が膨らみかけた時期での開催となりました。(東京の開花予想日は3月29日)

開催初日は、曇りから霧雨にあらがれが混じるなど寒さを感じる中ではありましたが、安江会長、木本副会長のご挨拶を皮切りに、西新井税務署今村署長からご挨拶頂きまして、参加者一同法人会の黄色いジャンパーを身にまとい元気一杯にスタートしました。

今回より西新井法人会の参加ブースは、昨年度より増えて2枠のスペースを確保致しました。また千本桜まつりで有名になりつつある『税金クイズ』は、来場者の話題的でした。

始まってみると天気はあまり関係なく、大勢の来場者があり、税金クイズの採点を担当して頂いた今村

署長、安江会長、梶女性部会長、高橋社会貢献副委員長の皆様は大忙しでした。途中、足立区近藤区長が激励に来て頂けるなど、盛りだくさんの初日となりました。

二日目も天気は曇りでしたが、時折晴れ間がのぞく天気となり、寒さを感じることはなく開催出来ました。開催にあたり、小川副会長、松崎社会貢献委員長より挨拶があり、西新井税務署の小宮山副署長より激励のお言葉を頂きスタートとなりましたが、用意していた税金クイズがあっという間に配布終了する混雑振りに、初日に続き採点の方々は忙しでした。

西新井法人会の『税金クイズ』を楽しみに来場して頂いた皆様には、開始一時間程で終了してしまい大変申し訳なかったのと、来年度に向けて問題用紙の増刷や、参加賞の利用拡大など少し課題は残りましたが、今回の活動につきましては大成功でした。

(社会貢献委員長 松崎 顕治)

8ブロック26支部合同 税務研修会

日時:令和6年2月22日(木)

会場:西新井法人会館



満員御礼の研修会



くじ引きの発表に注目



講師の八坂統括官

実に4年ぶり、8ブロック26支部合同研修会が2月22日16時30分より法人会館にて開催されました。組織委員長も顔ぶれが入れ替わり、初めての合同研修会を担当する方たちが多い中での開催となりました。準備段階では予算や参加人数が今までの様にはいかない状態でしたが、会員の皆様に久しぶりに楽しんでもらえるよう意見交換をしながら抽選会の景品など考えました。買い物など、事務局の方にも大変お世話になりたくさんの景品が舞台上になりました。

第一部

研修会は【消費税の不正還付を許さない】の演題で、講師は西新井税務署 法人課税第一部門八坂統括官に担当して頂きました。まずは、DVDを視聴しながらの研修で、途中で笑いありのユーモア溢れるわかりやすい内容でした。DVDの後は、消費税法が改正された仕入税額控除制度に関する改正内容の説明を受け、研修会は終了いたしました。

第二部

久しぶりの開催となった懇談会、皆様の協力のもと会場づくりもスムーズに行われ、まずはお料理とお酒でスタートです。皆様の話も盛り上がる中、組織委員長が一体となりくじ引きの開始！自転車やお酒などの豪華景品が次々とゲットされていき、参加されました皆様の楽しそうな笑顔がとても印象的でした。皆様に商品が行き渡ったところでくじ引きが終了となりました。今回の余興に協賛していただきました沢山の皆様本当にありがとうございました。次回開催時にはより一層楽しんでもらえるよう、組織担当も企画に力をいれていきたいと思っています。

(第5組織委員長 神林 京子)

懇親会でお預かりさせて頂きました能登半島地震への募金は89,000円となり、被災地の一助となるよう(一社)石川県法人会連合会へ送金させていただきました。ご協力ありがとうございました。

第3ブロック

セミナー開催

日時: 令和 6 年 1 月 16 日 (火)

会場: 西 新 井 法 人 会 館



令和 6 年 1 月 16 日 (火) 18 時より、西新井法人会館ホールにて、約 30 名の参加者が集い、島根・栗原支部副支部長の須佐紀雄氏を講師に招き「経営者にご家族向けのマナーセミナー（誰も教えてくれない！中小

企業戦略のセオリーと個人資産運用セオリー）」を開催しました。

第一部セミナーは、社会情勢の変化に伴う財務金融対策と新 N I S A 等の個人投資について、講師本人の経験に基づく財務、金融、投資への対応方法がわかりやすい説明で行われ、好評を得て終了。

第二部懇親会では、講師と参加者がセミナーの感想を含めた情報交換を行い、親睦を深めながら盛況裡に終了。

今後もブロック及び会員の皆様のご意見ご希望を頂き、各種セミナー等の開催を図り、また法人会本部や他ブロックとの協業協賛も得ながら会員企業、関係者様の事業活動に寄与して行きたいと考えております。

ご参加頂いた皆様、またセミナーの開催に当たりご協力頂いた皆様、誠にありがとうございました。

(島根・栗原支部 副支部長 外尾 謙二)

第5ブロック

会員税務研修会・ 会員増強報告会

日時: 令和 6 年 1 月 23 日 (火)

会場: 瀧 野 川 信 用 金 庫
足立支店 2 階ホール

今年度の税務研修会は、扇支部長の飛田さんに司会をしていただき「新しい納税環境 2024・インボイス制度・電子帳簿保存法・キャッシュ納付に注目する」という題材で山口法人課税第一部門上席官に説明していただきました。研修終了後にクレジットカードでの支払い処理や、ETCクレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボ



イス対応について質問がありました。いろいろな対応についてわからない場合には税務署に問い合わせをして確認してほしいとのことです。これからも新しい納税環境については、どんどん勉強していかなければならないと思いました。会員増強報告では江北

支部 6 社 扇支部 14 社で目標を達成できたことを各支部長から報告がありました。次に各事業報告と協賛事業会社の挨拶を頂いて、最後に江北支部の江川さんのしめの挨拶で、無事終了しました。

(第 5 組織委員長 神林 京子)

舎人支部

親睦ゴルフ大会

日時: 令和 5 年 11 月 28 日 (火)
会場: 取手桜が丘ゴルフクラブ



令和 5 年 11 月 28 日 (火) 取手桜が丘ゴルフクラブにて
舎人支部 親睦ゴルフ大会を開催しました。

当日は快晴で絶好のゴルフ日和となり、総勢 36 名
の参加を頂き盛大に開催されました。

日頃の練習成果も発揮され、けがもなく無事プレ
ーをすることが出来ました。終了後は、当ゴルフ場

にて成績発表、賞品を渡すことが出来、参加者全員
がさらなる会員の交流を願って閉会しました。

開催にあたりご尽力された役員及び、関係者各位
にお礼と感謝を申し上げます。

来年も開催する予定ですので皆様の参加をお待ち
しております。

(舎人支部 厚生委員 村上 文教)

谷在家・皿沼支部

新年会

日時: 令和 6 年 1 月 17 日 (水)
会場: 木曽路



令和 6 年 1 月 17 日 (水) に「木曽路」にて新年会を行
いました。

昨年、会員拡大・増強を目指し松岡副会長の“仲間
づくり”をモットーに、役員会を中心に会員増強運動
に尽力して参りました。

足立成和信用金庫並びに大同生命の皆様にも多大
なご協力をいただき、当初の目標の 3 社に対し、新入

会員は 8 社と倍以上の成果とな
りました。

新年会には松岡副会長並びに
小林ブロック長にもご参加いた
だき、新入会員とともに歓談し
大変楽しいひと時を過ごすこと
ができました。会員の皆様と新
入会員の皆様も食事を共にし交
流を深めることが出来ました。

限られた時間ではありましたが、
これからの谷在家・皿沼支
部の発展、西新井法人会の明るい未来に待望するこ
とが出来た有意義な時間になりました。

最後になりますが当日ご参加頂きました皆様あり
がとうございました。

これからも法人会活動にご理解とご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

(谷在家・皿沼支部 金澤 康弘)

源泉部会
青年部会
女性部会

三部会合同新年研修会

日時: 令和6年2月7日(水)
会場: 西新井法人会館



この度の「令和6年能登半島地震」で被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

令和6年2月7日、西新井法人会館において、三部会合同研修会が開催されました。

司会に青木青年部会長、梶女性部会長の開会の言葉、そして白井副会長のご挨拶のもと、会は進行されました。

第一部の講師には西新井税務署副署長、小宮山豊様をお迎えし「滞納処分の実情について」を題材にご講演いただきました。小宮山様のユーモアを交えた経験談はとても興味深く、あっという間に時間となっていました。続きのお話がまだまだあるとのことで、次回のご講演も楽しみにしております。閉会の言葉を小林源泉部会長に

頂戴し、第一部は閉会いたしました。

第二部の懇親会は、同会場にて行われました。第一部に続き多くの方が参加され、第一部の話題や各会員の近況など、楽しい時間は早く過ぎ、影山青年副部会長の締めめの言葉で会は終了しました。

(青年部会 小海 恵一郎)

源泉部会

研修会

日時: 令和6年2月2日(金)
会場: 西新井法人会館



令和6年2月2日(金)、午後3時30分より西新井法人会館2階ホールにて「源泉部会研修会(源泉徴収のポイントⅢ)」が開催されました。前回の研修会が台風の為中止となったため久しぶりの研修会の開催となりました。

石塚幹事の司会進行の下、小林部会長のご挨拶により説明会が始まり、西新井税務署の八坂法人課税第一統括官よりご挨拶と「電子帳簿保存法について」、「定額減税について」、「キャッシュレス納付について」の3つの内容についての解説がありました。

- 電子取引のデータ保存は必須であり、改ざんが出来ない会計ソフト等を使用すると過少申告加算税の5%軽減措置がある事。
- 定額減税額が6月分の源泉税で控除しきれなくても令和6年中なら順次控除して良い事。
- キャッシュレス納付を始める為には先ず紙での届出を税務署に提出する必要がある事。

上記3点についての動画やウィットに富んだ説明に、参加した方々も熱心に聴き入っていました。

続いて皆勤賞の贈呈となり、10社の会員の方々が壇上で小林部会長より記念品を受け取りました。

結びに跡部副会長より挨拶、アンケートの提出をもって説明会は無事に終了しました。

講師や参加者の方々に感謝を申し上げますと共に、より多くの皆様の源泉部会研修への参加をお待ち申し上げます。

(源泉部会 監査担当幹事 小泉 文乃)

第13回 ぜい かん 税に関する 絵はがきコンクール



令和6年2月20日、西新井法人会館に於いて税に関する絵はがきコンクール表彰式が行われました。

前年度までは、足立法人会との共催で行って

おりましたが、第13回目より心機一転、西新井法人会女性部会単独の主催となり表彰式を行いました。

(女性部会 副部会長 遠藤 交)

優秀作品



西新井税務署長賞

梅島小学校



都税事務所長賞

島根小学校



足立区長賞

梅島小学校



足立区長賞

足立入谷小学校



教育長賞

栗原北小学校



税理士会支部長賞

梅島第二小学校



税理士会支部長賞

関原小学校



西新井法人会会長賞

皿沼小学校



西新井法人会会長賞

栗原北小学校



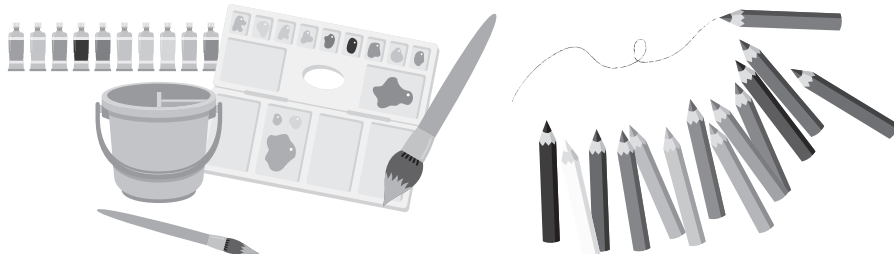
西新井法人会女性部会長賞

中島根小学校



西新井法人会女性部会長賞

栗原北小学校





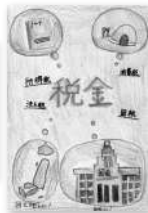
西伊興小学校



梅島小学校



梅島小学校



梅島小学校



梅島小学校



梅島小学校



梅島第二小学校



梅島第二小学校



梅島第二小学校



島根小学校



島根小学校



島根小学校



島根小学校



島根小学校



皿沼小学校



皿沼小学校



皿沼小学校



皿沼小学校



関原小学校



関原小学校



関原小学校



鹿浜五色桜小学校



鹿浜五色桜小学校



鹿浜五色桜小学校



鹿浜五色桜小学校



舎人小学校



舎人小学校



舎人小学校



舎人小学校



舎人小学校



中島根小学校



中島根小学校



中島根小学校



西新井第一小学校



足立入谷小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



栗原北小学校

※個人情報保護法の観点から、受賞者の学校名迄とさせていただきます。

法人会の



1日人間ドック型 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資 (小規模事業者 経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200





飛行機の着陸と同時に目が覚めました。空港の自動ドアから一歩外に出ると、生暖かい風と嗅ぎなれないにおいから、異国の地を感じることができました。

西新井法人会青年部会では4年ぶりとなる海外研修、タイはバンコクに行き参りました。

タイと言えば、日本との交流も深く、親日国として知られています。

今回の研修の目的でもある、企業視察ですが、バンコクから車で30～40分。BANGKOK FOAM CO., LTD. 株式会社イノアックコーポレーションです。ウレタンフォーム海外生産拠点第1号として、1970年に設立され、台所のスポンジやソファ、ベッド、自動車の内装品など、身の回りの様々な場面で、BFCの製品が使用されています。すれ違う職員の方々の挨拶も、とても気持ちがいい素敵なものでした。見習うべき所が沢

山あり、とても充実した一日になりました。改めて感謝いたします。ありがとうございました。

さて、タイに来たのならば、大自然に触れ、芝の上も歩かなければ。という使命感に駆られ、懇親ゴルフにも行って参りました。

雨季と聞いていたので、天気が心配ではありましたが、一切雨が降ることもなくかつ晴れ過ぎずで、とても快適なゴルフでした。現地の言葉を教わりながら、現地の文化に触れ、プレー終了後には現地の食事をいただく。ゴルフ場にも学びは沢山ありました。

今回の海外研修を通じて、昼夜を共にし、親睦を深め、青年部会としてより一層結束を深める事ができました。

今後の地域貢献、事業展開に大いに役立てていく所存です。タイに感謝。

(青年部会 副部会長 西口 翔希)

区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

日本典礼 西新井会館

西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 舎人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

日本典礼 イメージキャラクター 浅香 光代 先生

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼



**その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？**

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

**2024.4.2 火曜日 Start
New**

所得税の定額減税

(令和6年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告

(令和5年分)

消費税の確定申告

(インボイス制度含む)

(令和5年分)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



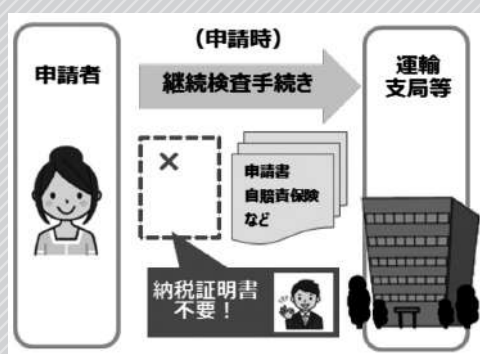
国税庁 法人番号7000012050002

車検時の自動車税(種別割)納税証明書の提示が省略できます!

現在、継続検査・構造等変更検査(車検)を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行えますので、**車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要です。**

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。**この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明書(継続検査等用)をご提示ください。**

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

- ◆ 納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明書(継続検査等用)をご提示ください。

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

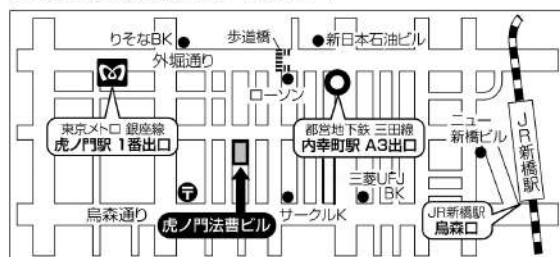
5. 相談場所

左記法律事務所

交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

転ばないと思っているそのアタタ！

自転車の単独転倒事故、実は多いんです。

(単独転倒事故 = 3,675人 全自転車事故の約3割)

予期せぬ転倒で大ケガをしないために、自転車用ヘルメットを被る習慣を！

～交通ルールを守り、安全に自転車に乗りましょう～

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



西新井警察署交通課

TEL03 - 3852 - 0110 (内線4112)

東京を守ろう

今 あなたの力が必要です

消防団員募集！



入団資格

- ① 18歳以上の健康な方
- ② 23区内に居住・勤務・通学している方

多くの人が活躍できる！

会社員や自営業、学生、主婦など、さまざまな人達が活動に参加し、仕事や家族との「両立」をしています。中には、家族で消防団として活動している人もいます。全ての活動に参加しなければならないわけではなく、仕事や家事を優先させて可能な範囲で活動していただければ結構です。

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係
03-3853-0119

西新井消防団 HP



首都東京を守る消防団

団員募集!!





事前確定届出給与の届出について

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 菊池 伸秋

事前確定届出給与は、法人等の役員の職務について所定の時期に確定した額の金銭や新株予約権などを交付する旨の定めにより届け出る場合に必要届出です。

具体的には、以下の条件に該当する場合に事前確定届出給与を届け出る必要があります。

- 法人等が役員に対して、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます）をした場合。
- 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合。
- 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合。

この届出により、役員賞与を損金算入して節税することができるので、適切な手続きを行うことをお勧めします。



“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。
あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

- 家族・親族様の宿泊施設完備 ● 宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

催しものインフォメーション

5月

日付	内容	場所
27日(月)	第48回通常総会	法人会館

6月

日付	内容	場所
4日(火)	社会貢献委員会	法人会館
6日(木)	研修委員会	法人会館
7日(金)	青年部会全体会議	法人会館
11日(火)	厚生委員会	法人会館
14日(金)~15日(土)	青年部会一泊研修旅行	茨城県
16日(日)~17日(月)	第46回西新井法人会一泊研修会	長野県
20日(木)	税制委員会	法人会館
25日(火)	広報委員会	法人会館
27日(木)	総務委員会	法人会館
28日(金)	サービス事業委員会	法人会館

7月

日付	内容	場所
5日(金)	源泉部会役員会	法人会館
18日(木)	財務委員会	法人会館
26日(金)	ブロック長会	法人会館
26日(金)	支部長会	法人会館

8月

日付	内容	場所
1日(木)	定例理事会	法人会館
6日(火)	税制委員会	法人会館
20日(火)	社会貢献委員会	法人会館
20日(火)	青年部会全体会議	法人会館
21日(水)~27日(火)	令和6年度「第一回成人病検診」	法人会館

9月

日付	内容	場所
6日(金)	源泉部会役員会	法人会館
11日(水)	研修委員会	法人会館
13日(金)	源泉部会役員会	法人会館
13日(金)	源泉部会研修会	法人会館
18日(水)	税制委員会	法人会館
19日(木)	ブロック長会	法人会館
19日(木)~23日(月)	青年部会海外研修旅行	フィリピン
26日(木)	広報委員会	法人会館

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TKK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月 日	時 間	場 所
6月12日(水)	13:30～14:00 ※1	ZOOM(免税事業者)
6月13日(木)	14:00～16:00	法人会館
	16:10～16:40 ※1	
8月 8日(木)	14:00～16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立後の税務手続、源泉徴収のしかた及び、
消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

月 日	時 間	場 所
7月18日(木)	14:00～16:00	法人会館

※1 インボイス説明会を開催します。(事前予約制)

※2 7月以降のインボイス説明会については未定となっております。

※3 受講料、テキスト代は無料です。

※4 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください



渡良瀬遊水地 Vol.274

40代になり、「一生のうちにやりたいこと」を意識し始めた。

先日、渡良瀬遊水地(栃木)で熱気球のフリーフライトを初体験。天候不良等で延期を繰り返し、4度目の挑戦。風船を飛ばして風のチェック。「今日はイケる!」パイロットの声に歓喜した。朝の澄んだ空気の中、最高高度1,000mまでガスバーナーだけでゆっくり上昇。あとは完全なる風任せの空旅。小さなカゴの中から見、大きく広がるいつもより近い空は圧巻だった。

(会員様よりご提供)



肉體改造にむけて

体が硬く重くなってきたのでラジオ体操を始めようと思いました。YouTubeで探してみたら「幻のラジオ体操第3」というものがあり、ラジオ体操は第1と第2だけだと思っていたのでビックリしました。

実際に第1から続けてやってみると1と2とは違って、3はアップテンポで動きも大きくなり一番ハードでした。

ラジオ体操ならぬYouTube体操を続けていきたいと思います。

(江北支部 広報委員 江川 英明)



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライツマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第274号 令和6年5月20日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16 TEL (3852) 2511

<https://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市関戸760-1 2F TEL 048(878)9171

法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
 TEL 03-3831-7050



AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
 TEL 03-5401-3660

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8

国税電子申告・納税システム

電子申告で
 効率UP!

e-Tax

「e-Tax」なら
 国税に関する
 申告や納税、
 申請・届出などの
 手続きがインターネット
 で行えます。



納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
 後に、届出をした預貯金口座から、
 簡単な操作で即時又は期日を指定
 して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン
 やパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバー
 カード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダ
 ライト)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅の
 パソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び
 復興特別所得税の申告をすると
 こんなメリットが!

添付書類の
 提出省略(注)

還付が
 スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求め
 られることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
 e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
 WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314